

# 会 議 録

## 1 会議名

第6回上越市自治基本条例推進市民会議

## 2 議題（公開・非公開の別）

- (1) 市の取組に関する事項についての協議（公開）
- (2) 上越市自治基本条例に関する意見書（案）の検討（公開）
- (3) その他（公開）

## 3 開催日時

平成24年11月14日（水） 午後2時から午後4時まで

## 4 開催場所

上越市役所5階 第2委員会室

## 5 傍聴人の数

0人

## 6 非公開の理由

—

## 7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

・委員： 今井 不二子、岩井 文弘、内山 美恵子、海野 泰之、浦壁 澄子、小山田 房子、川室 京子、栗田 英明、小林 毅夫、野島 賢一、増田 和昭、横山 郁代

・事務局： 笹川自治・市民環境部長、自治・地域振興課：塚田課長、宮崎副課長、足利係長、柳澤主任

## 8 発言の内容

### 【塚田課長】

定刻前でございますが皆さんお揃いですので、ただ今から第6回自治基本条例推進市民会議を開会させていただきます。お忙しい中、また足元の悪い中、お集まりいただきましてありがとうございます。栗田副座長さんにつきましては遅れて出席という御連絡をいただきましたのでよろしく申し上げます。

それでは設置要綱の第6条第1項にのっとりまして横山座長から会の進行をお

願いたいと思いますのでよろしくお願いします。

**【横山座長】**

ただ今から議事に入りたいと思います。本日の会議は約2時間を予定しておりますので速やかな進行にご協力をお願いします。また私事で2回、会を欠席させていただきまして大変申し訳ございませんでした。皆さまには御協力をいただいて議事録を読ませていただいたのですが、大変活発な意見が出て良いふうにとまとまっているということも分かりましたのでほっとしております。私事でしたがありがとうございました。

本日使用する資料について事務局から説明をお願いします。

**【塚田課長】**

— 資料の説明 —

**【横山座長】**

ありがとうございました。事務局から今までの協議結果のまとめをしてもらっております。今日の会議では、初めに前回の会議において協議が終了していなかった部分について皆さんから御協議をしていただきたいと思います。全ての協議が終了しました後で事務局から作成していただきました資料No.3の意見書について皆さんから御意見をいただきたいと考えております。協議に入る前に、前回、No.3 5の人権に関する意見に関連しまして川室委員から外国人の市民の人権に関する意見を追加でいただいておりますので、事務局から資料No.2としまして意見整理表追加事項を作成していただいております。これについて川室委員から意見がありましたらお願いします。

**【川室委員】**

特にございません。

**【横山座長】**

ありがとうございました。それでは各意見の協議に入ります。

初めにNo.1 1の方で私が欠席をしておりましたので、そのことについてまだ協議が済んでいないということですので、No.1 1の部分について協議をしていきたいと思います。私の方からはNo.1 1について特に補足はございません。もし事務局の方で補足があればお願いします。

**【塚田課長】**

ございません。

**【横山座長】**

No. 1 1 について御意見等のある方は挙手をお願いします。

特にございませんでしょうか。この意見につきまして○とするか×とするか多数決を採らせていただきます。この意見について○とする方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

では、皆さん×ということで、×の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

ありがとうございます。この意見の取扱いについて多数決で×ということで皆さんの了解を得ましたので意見書に指摘事項として掲載した方がいいのかどうかということについて皆さんに御意見をお伺いします。いかがでしょうか。

**【増田委員】**

先ほど×にしたので改めて意見書に関して取る必要はないと思います。

**【横山座長】**

増田委員から今、×ということで特に意見書に掲載する必要がないというような意見をいただきましたがよろしいでしょうか。

(よしの声)

それでは掲載しないということで整理したいと思います。ありがとうございました。

それでは、No. 4 5 の地域協議会から協議を進めていきたいと思います。これに関しては、地域協議会ということで他の委員さんからも御意見を頂戴しております。これに関しましては各委員さんで意見が皆さん違うということで先回まで協議をしていただいていると伺っております。増田委員から補足の事項があれば説明をしていただいでよろしいでしょうか。

**【増田委員】**

権限や位置付けに対してある程度検証が必要と書いてあるのですが、具体的に予算のことだけではなくて、17年に地域協議会が設けられたのですが、それか

ら7年以上経っていますので一度協議会の仕組みはどうかと検証が必要だと考えております。この件につきましては、先般の地域協議会の会長会議のときに副市長がいるところでお願いしたところですが、いずれにしましてもより充実した地域自治区制度にしていくためにもどこかで検証が必要だと考えておりますので、そういうことをこの会で決めていただいて全市的に検証できればいいなと思っております。

**【横山座長】**

ありがとうございました。今井委員からも違う意見で地域協議会について出ていますが増田委員と違う部分があればお願いします。

**【今井委員】**

ほとんど同じですが、今やられている支援事業中心の会は余りおもしろくないというか相応しくないと思いますので、お金を中心とするのではなくて、本当に地域の人たちが知恵を出して、工夫をしてなるべくならお金を使わないで自分たちの地域をどういうふうにしたらいいのかというその辺の議論を地域協議会の中でやる。一般の市民の方にもそういうことに参加していただくという方向にもっていったら、より地域協議会がいきってくるんじゃないか、自治区制度というものができてくるのではないかなという気がするんです。そういう形に持っていただければありがたいと思います。

**【横山座長】**

ありがとうございました。事務局で補足があればお願いします。

**【塚田課長】**

ございません。

**【横山座長】**

皆さんの方で、この地域協議会について何か御意見のある方はいらっしゃいませんか。

**【川室委員】**

確かに見直しはいずれは必要だと思いますが、今ちょうど特に旧市の方は2期目の改選が終わって事業が動き始めている時期なのですが、それが済んでちょっと落ち着いてきた時期なんです。今まで、おっしゃったとおり本当にお金の配分

だけで振り回されて本当に大変でしたが、ちょっと違うんじゃないかという感じも他の方に伺ってもそんな感じになっていますので、もう少し、それこそ自治ですから、いろいろなことを細かく変えないで様子を見る。いずれは見直しをしなければいけないと思いますが、今は、もう少し自分たちでいろんな形に育てようとしている時期が始まったんじゃないかなというふうに感じますので、余り性急な変化はない方がいいのかもしれないと私は思います。

**【横山座長】**

ありがとうございました。川室委員からは特に今は変えない方がよいという御意見でしたが…

**【増田委員】**

地域活動支援事業の審査云々については、今ちょうど制度の修正に入っておりますし、これから各地域協議会で地域協議会ごとにこれからどうしていったらいいのかという審議が行われる段階に入っておりますので、このことについてはこの会で触れることは全くないと思います。活動支援事業に時間が取られてそれだけだというのは、それはその地域協議会のやり方の問題であって工夫すればそうでないようなことがいくらかでも出てくる。むしろ問題なのは自主的審議事項といながらほとんど自主的審議事項がないということ。もう一つは地域協議会がなかなか活性化をしていないということ。それから認知度がまだまだ低いということ。それから募集したときにほとんどのところが定員割れになっているということ。女性委員の数が非常に少ないということ。こういう問題が諸々あるわけです。このような問題を向こう4年間放っておいていいのかということになると、そうではないというふうになりますと、早急に結論を出せということではないのですが、こういう問題があるということ認識しながら、例えば副市長の下にプロジェクトを置くとか、しっかりと調査・検証を行っていくということが必要なかなというふうに思います。いずれにしましても、私が申しましたように、より充実した地域協議会にしていくための制度の検証、見直しというより検証が必要だというふうなことで提案をしております。

**【横山座長】**

ありがとうございました。

**【今井委員】**

私も増田委員の言うとおりでと思います。先送りして今はこのままでいいじゃないかという御意見もありますが、もっと住民に近いところに協議会があると思うんです。今は余り住民との接点がないのでそういうところでもっと見直すべきだし、これは先送りではなくて早いうちに今のうちに、熱いうちに叩いた方が私は賢明だと思っています。

**【野島委員】**

今ほど増田委員からお話があったことについて私も地域協議会委員であります。常日頃、増田委員の御意見・考え方に私自体もそういうふうに思っていたんです。是非こういうことの検証をやっていただきたいというふうに感じております。

**【小林（毅）委員】**

検証というところに止めないで、期限を決めて検証をして活性化を図るといふ文言にしたらいいように思います。

（そうですねという声）

**【横山座長】**

いろんな御意見をいただきましたので、皆さんの中では検証ということである程度、早急にこれは検証という形で今の現状を見直した方がよいのではないかとこのような御意見もございます。これ以外の御意見はございませんか。

それでは、この意見について多数決を採らせていただきたいと思います。意見書にこれを指摘事項として掲載した方がよいという御意見の方は挙手をお願いします。

（9人の挙手）

ありがとうございました。それではこの意見に関しては意見書に指摘事項として掲載するというので決定しますので事務局の方で案文をお願いします。

続きまして、No.47以降、地域活動支援事業についてです。

地域活動支援事業につきまして、このことについて増田委員と今井委員から意見が出ていますが、補足する部分がありましたらお願いします。

増田委員と今井委員、特に補足する部分がなければ、このことで協議してまい

りたいと思います。

**【増田委員】**

すいません。若干説明をさせていただきます。先ほども私が申し上げましたとおり、この事業そのものについては修正が図られていて、来年度、見直し修正案が図られるという実態があります。私がここで言っている使用目的云々ということにつきましては、実は会長会議でも問題にしまして、副市長自身も「必ずしも好ましい使用目的ばかりではない」というふうなことをおっしゃってありましたし、事務局の皆さんも副市長の発言を理解していることと思いますが、今の制度の中ではそれ以上突っ込めないという実態があるということは副市長からも説明がありました。要するに地域協議会が決定をしたものについて行いますということになっておりますので、地域協議会で決定したものについて行政として良いとか悪いとかという判断はできないという制約がありますので、この時点でどうこう言うのは難しいだろうと思われま。

もう一つ、これは市長の公約事業ということで来ています。来年度も実施しますというふうに明言されましたが、もし市長が代わるようなことがあったらどうなるのか。あるいは25年度はやりますと言っているのです、それ以降はどうなるのか全く白紙の状態でありますので、そういう状況の中でいろいろやる必要がないと考えております。補足的な説明ですが。

**【横山座長】**

増田委員から「今この場では協議することではないんじゃないか」ということでしたが、事務局で補足があればお願いします。

**【小林（毅）委員】**

いいですか。地域協議会が議論した中で全市的というより、いくつかにまたがったところで同じ目的を考え合うようなものについては、超えた地域で提案してきて両方で議論するなり、挙がってきたものをどこかで調整するようなことというのは行われているのでしょうか。例えば、今回の厚生産業会館について金谷地区の人たちは意見を言えるのかどうか。高田地区の人だけが今関わっているのか、いくつかまたがったときに春日地区と金谷地区で合同で何かをやりたいという事業が出てきたときにまたげるのかどうかという、実際に分からないのでその辺の

ところをお聞きしたい。

**【横山座長】**

事務局の方で説明をお願いしてよろしいでしょうか。

**【塚田課長】**

今のお話は活動支援事業と関係のないお話だと思います。厚生産業会館を高田区の地域協議会の方に諮問したところ、「不相当だ」と答申をいただきました。それがなぜ高田区だけに諮問しているのかというようなお話だと思うのですが、これは条例がありまして地域自治区の設置に関する条例というものがございます。その第7条の第2項のところにいわゆる「必要的諮問事項」という聴かなければならないというところに規定されているもので、その中に公の施設の設置に関しては設置する区の意見をあらかじめ聴かなければならないというふうに決められております。ですから高田区の中に設置をしようとしていますので高田区にお聴きしているというのが条例上の決まりです。なぜそのような全市民が使う施設について高田区にお聴きしているのかといいますと、地方自治法から来ている条項を条例の中で改めて規定しているものですが、地方自治法の中での考え方とすれば、公の施設を設置することに当たりまして、その区の住民の生活に影響が及ぶ場合がある。その観点から問題があるかないかをお聴きするという趣旨から自治法の中で規定されている。それを受けて我々の方とすれば、その観点で御意見をお聴ききするというところでやっています。全市的な視点でどうなのかといったところについては、パブリックコメントという制度もございますし、最終的には市民の代表でもある市議会で審議をいただくということになっていきますので、そういうような切り分けを仕組み的には行っております。

**【小林（毅）委員】**

それはそれで分かりました。ただし、やっぱりそういうことが一般市民にも今のようなお話と一緒に伝わっている必要があるなというのが一つと、その話は終わっておきますが、そのことを言いたかったのではなくて、一つの良い事業だなと思っているのがその地区だけがやっているけど、どうせなら協働でやりませんかとかまたいだ考え、提案なりをお金を共有というか、そういうことを設定してあるのか聞きたい。

**【横山座長】**

提案事業についてということですか。はい。

**【塚田課長】**

提案事業について複数区にまたがって事業ができるかという御質問だと思います。これは今、可能になっています。ただし、各区におきまして採択基準というものを決めておりまして、申請につきましては、該当する区に提案するべきでありますから三つの区でやろうとした場合については、三つの区それぞれにその区の分を申請するというふうになっています。したがって、採択についても各区の地域協議会が行いますから、全部が採択されるというふうになっておらず、中にはどこかの区は不採択と判断がされる場合もあり得ると。現実にそのような事例も生じております。

**【小林（毅）委員】**

分かりました、分かりましたが何かもう一步工夫するなり、市民に知らせることがどこかにないのかなという気持ちがモヤモヤとあります。そこで止めます。

**【増田委員】**

今のはせっかくの小林委員の意見なので具体的な参考事例を挙げますと、高田で風鈴を雁木の軒先に飾って景観創出をしましょうということをやっているんです。雁木の範囲が高田区と新道区と津有区の三つに入っているんです。津有が2町内、新道が3町内入っているんです。実施側は全部で33町内で物品の購入等を全部一括してやるんです。だけど申請はそれぞれのところ三つに申請しなければいけないと。結果の報告も三つにしなければいけないということで申請する側については余計な苦勞をしているということになるので、そこら辺の一か所で行ったら他は全部ということで、要するに審議はそれぞれしてもらうのだけど報告なんかは一括でいいよとか、そういう工夫があると非常にやりやすいということがあります。今の御提案はそういうことがもう少しスムーズにできれば、この活動支援事業の使い道ももっと広がりが出るんだろうと思われれます。広がりが出ないが故に上に向かってではなくて下に向かっていっているわけですから一町内に係ることであったり、一小学校で関わることであったりというふうなことが事業

の対象となってきた。必ずしも好ましいことではないなと思っている人も大勢いるというのが実態でございます。参考までに聞いていただければいいです。

【横山座長】

事務局の方で補足はありますか。

【塚田課長】

周知につきましては、募集の際にお配りしている資料の中には、その旨は付記させていただいておりますし、今言われたようにそういう事例もありますし、他の区とまたがる事案という申請事業もありますし、十分かどうかは別としまして一応PRはさせてもらっています。

【横山座長】

ありがとうございました。小林委員よろしいでしょうか。

【小林（毅）委員】

分かりました。私の分からなかった部分もあると思いますので。

【横山座長】

他にこの件に関して御意見はございますでしょうか。他に地域協議会委員を経験されている方もいるので御意見があればお願いします。

よろしいでしょうか。

(よしの声)

この意見について意見書に掲載するかどうかについて多数決を取りたいと思います。意見書に指摘事項として掲載した方がよいと思われる方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

この件は載せなくていいということですね。

(よしの声)

分かりました。

次にNo.49の町内会についてですが、今井委員の方で補足があればお願いします。

【今井委員】

特になのですが、この辺が一番大事だと思って私は提案したのですが、なか

なか町内会協議会というのと地域協議会との連携というのがほとんど取れていないという状況ですね。それをもう少し連携が取れるようになったらもっと地域協議会も分かっていただけのし、自治の考え方も進んでいけるという気がしています。

**【横山座長】**

ありがとうございました。事務局で補足があればお願いします。

**【塚田課長】**

この意見に関する考え方を後段の方に書いてありますが、各区におきまして地域協議会、他の地域で活動されている団体それぞれが地域の課題を共有し合って、それぞれが解決できる部分については動こうと、そういうきっかけの場として意見交換を進めているところです。先日も新聞報道されましたが、高田区の方で高田地区の町内会長協議会と意見交換をするということもありました。本当は2月頃に予定をしていたのですが、一斉排雪の関係で延期になりまして延び延びになって先日行われたという経緯もございますが、これはそういう意味でむしろ遅い方でございます。他の区では何回か町内会長協議会だけではなくて、区で活動されているいろんな団体の方々も含めて進めている状況でございます。以上です。

**【横山座長】**

ありがとうございました。他に御意見があればお願いします。

**【増田委員】**

先日の意見に対する考え方ところで、町内会長を通じて町内会ごとの住民の声を聴いたり、市政の方針を伝えるという取組をしていますと書いてあるのですが、事実と反しているんです。というのは、町内会ごとの住民の声を聴いたり、町内会長が懇親会に参加するに当たって町内に住んでいる人の意見を集約して出席するなんてことはないのであって、そうでなければこの表現はちょっとまずいんじゃないかな。市政の方針を伝えることは町内会長には市政の方針を伝えていますが、町内会長が聞いて、そのまま住んでいる人に市からこういう説明があったよということをやっているかと言ったら、そんな人は誰もいないわけなんです。そのところは行政は町内会長に話をしたらみんな伝わっているだろうと町内会長が言ってることは住民の全てだろうというふうにもしかしたら勘違いをしてい

るのではないか、という部分がありますので、このところの表現をもう少し注意をした方がいいと思います。

それから町内会と地域協議会の連携の話がありましたが、これは行政がやると言っているからやるというものではないんです。やることになっているからやりましたというのは意味がないんです。必要性があるからやるんです。必要性がなければやらなくていいんです。お互いに組織が違うわけですから、実施するタイミングというのがあるんです。タイミングを外してやたらめったらやると混乱だけになってしまう。それが最近行われた二つのところが非常に混乱を来した原因になっているんです。実施するタイミングを見計らってやるということですから、行政がどうのこうのいうのではなくて地域協議会の判断によって実施されるべきものと考えます。

もう一つは、地域協議会が町内会とだけ連携を図ればいいのかということではなくて行政との関係もそうですが、方向としては地域協議会が地域の皆さん、住民の皆さんの意見を聴く、そういう仕組みをこれから考えていかなければいけない。こういうところに来てると思います。行政が住民の間に入って住民の声を聴いているということがあるかということ、今、山岸副市長はやっておられますが、それ以外には余り聞いたことがない。むしろ住民のニーズをいかに行政として吸い上げて市政運営に反映していくかということが必要なことなので、地域協議会としてもその一端を担うような役割を抱えていかなければいけないというのが実態でありますので、今の私のところは、この書き方はもう少し工夫をしていただいてもよろしいのではないかとということと、こういう実態になっていますよということを皆さんにお話ししました。

**【横山座長】**

ありがとうございました。他に御意見ありますでしょうか。

事務局の方でもう少し考え方のところで検討いただいてもよろしいでしょうか。

**【塚田課長】**

ここの所管は私どもではありませんので、今、明確にお答えできませんので今いただいた意見を担当課の方に伝えまして検討するように指示したいと思っています。

**【横山座長】**

この件について他に御意見のある方はいらっしゃいませんか。

それではこの意見の取扱いについて多数決を採らせていただきます。この意見について意見書に掲載する必要があるとお考えの方は挙手をお願いします。

(2人の挙手)

添付しなくてもいいとお考えの方は挙手をお願いします。

(8人の挙手)

**【海野委員】**

すみません。後戻りのような質問になるのですがお願いします。勉強不足であるのですが、地域協議会、町内会の各委員が今回の会議でも再三、先回の会議の中でもそうですが、地域協議会の問題点なんかをお話しされているのを聞いていて、やはり基本条例が基になっているのは、市民と行政が一体となって上越市のことを運営というか、進めていきたいと思いますというのが大雑把な目的だと捉えているのですが、その中であって基となる行政側はともかくとしても、地域協議会、私は地域協議会と町内会の区別ができていなかったのもあるのですが、それがこれだけ議題になっている中で今、手を挙げさせていただいたのですが、意見書として提出する、しないというときに重要な問題じゃないかなという指摘。重要という言葉は悪いのですが、条例に関して話している中でその条例が市民に中心となって考えてもらいたいという、条例について考えているときにこれだけ直接的な機関である地域協議会にいろいろ皆さん御意見をお持ちで問題等現状としてあるというところをただ単に意見書として終わらせてしまうのは優先順位とかウエイトの付け方はどうなんですか。そう思って私は指摘事項とすべきだなと思って手を挙げさせてもらったのですが。

**【増田委員】**

指摘事項とするのでしたら、何を指摘するかです。そこが明確にならないとするか、しないかということが判断できないので、もし、これを指摘すべきだということがあれば、意見としておっしゃっていただければもっと分かりやすいのですが。

**【海野委員】**

逆に言うと、今回の条例の中で逐条解説書も含めて、規定されていることの中で一応運営されていると思うのですが、地域協議会とか。そのこととの絡み合わせの中で不合理な点や不備というものはないのですか、条例と併せて。現状とは別ですが、条例に書かれていることに関して足りないとかこういう一文が欲しいよというのはないのですか。

**【横山座長】**

海野委員がおっしゃられています、そのことについてどうお考えでしょうか。

**【栗田副座長】**

地域協議会は、あくまでも制度として作られているもので町内会は制度で作られているものではなくて、あくまでも任意団体で各地域の人たちがどの単位で町内会を作っても本来は構わないんです。だから、私のところの町内は、高土町ですが、高土町一丁目も二丁目も町内会を作っているのですが、三丁目は町内会がなく、別の土橋というところと一緒に新町という町内会を作っているんです。だから、地域ごとにどことつながろうか、うちの町内だったら二つに分けようかそれは地域の住民の人たちの任意。逆に言うと、それについてまで行政に口を出してもらっては困るということもありますよね。そういうことで、どこまで行政が町内会のことまでを口を出すのかということになったときには、我々がここで何かを言って行政に何かしてくださいねということが言えなくて、我々がやれるのは逆に言えば、町内会の方に何とかしてくださいと言って、条例によってこうありますけどということならできるかもしれないが、今みたいに行政に何かしてもらいましょうと話をしたときにはちょっと難しいというのが現実です。

**【海野委員】**

そうすると、地域協議会の立場というのは、地域協議会は制度として決められているものじゃないですか。結局、町内会は任意というか制度ではない。そうすると町内会でいろんな意見が出ました。それはどこに挙げるのですか。

**【栗田副座長】**

町内会のことには町内会。

**【海野委員】**

町内会だけで済む問題であれば町内会はそれでいいと思いますし、他のところ

から言われると話は難しくなるだろうし、そうではない意見というのは地域協議会に挙げていく。

**【栗田副座長】**

自治区の中のことであれば、地域協議会に挙げていく。

(違う、違うの声)

**【増田委員】**

町内会で解決できない問題と言っても大体が行政上の問題なんです。ごみの問題とか普請の問題とか。それは行政の担当部署に挙げる。町内会からの意見は共生まちづくり課が市民の声の窓口になっていますから、そこへ意見を挙げる、陳情するということになっております。どういう場合に地域協議会に挙げるかと言ったら、それだけで解決できないもっと広い問題とか制度上の問題があるじゃないですか。そういうもので行政と話がすんなりいかない場合については、地域の問題ですから地域協議会の皆さんで少し検討をしてくれませんかと言って地域協議会に挙げる。こういう一応のルールになっているので、それに従ってやっていけば、一町内会であっても一市民と同じ立場。立場的には同じ立場だと。特別に特権を与えられているわけではない。町内会長が言ったから聞く。一市民が言ったから聞かないということはないので並列です。現実には違うことがあるかもしれませんが。建て前は並列です。

**【海野委員】**

どうしても「都市内分権」という言葉と「自治区」という言葉と「町内会」という言葉。市民まで広げないけど、その三つの関連性というか位置付けがうまく納得できないというか。条例の中では都市内分権をして地域協議会をさらに、都市内分権の基となる地域協議会を設けて進めていきたいと思いますとしているときに、町内会は町内会でいいのですが、むしろ今のお話を聞いていると、町内会の方が都市内分権の主役、市民が主役と言ってしまえばそれまでなんです、そういう印象がします。

**【増田委員】**

合併前の上越市で考えると、高田の地域協議会も直江津の地域協議会も春日の地域協議会もあって頭がごっちゃになるのですが、例えば、安塚で考えたときに

安塚の総合事務所があります。そこに地域協議会があります。その他に安塚には町内会がいくつかあります。安塚総合事務所が安塚区を管理しているわけですから、この中の都市内分権というのは上越市の中の安塚区というところで一つの分権になっています。その中で安塚の地域協議会があって、区のことを地域協議会が一生懸命やっています。その自治の中で町内会という単位があって住民の安心・安全、地域の問題を。要するに日常のルールを町内会の中で決めて自治としてやっているということなんです。だから、日常生活については町内会だけ、制度とかそういうものについては町内会が検討しなさいということにもなっていないし、不備があったら町内会長がまとめて出してくださいということにもなっていないわけなんです。そこが町内会の限界というか。だけど俺がまとめて皆さんの声を代弁しなきゃいけないと言って町内会長がまとめてやっているだけであって、やらなければいけないことにはなっていないです。ましてや町内会長は行政の方針を住民に知らせなければいけないということもないわけです。栗田委員が言ったようにあくまでも任意の団体ですから。ただ行政の下部団体ではないのでやる、やらないはその町内に全てを任されているということなんです。そこら辺のところは、こっちの合併前上越市はそういうふうになっていなくてよく分からないのですが、一つの区で考えてみればそういうふうになっている。自然と必然と切り分けができていますし、あくまでも任意の団体と条例で定められた組織という違いが町内会と地域協議会とあります、ということです。

**【横山座長】**

よろしいでしょうか。

**【海野委員】**

うーん。

**【横山座長】**

これ以上議論をしているとどんどん深くなってしまいますので…

**【海野委員】**

言いたいのは、条例で地方分権を進めていこうとしているときに、この辺りの現状の仕組みとこれが合致しているのかというところを聞きたい。町内会の良い悪いということではないんです。それはどうなのかな。今、条例のことに

照らし合わせて、それが逆にいろんな問題をはらんでいて進んでいかない要因になっているのかどうなんでしょうか、となるのかな。

【増田委員】

先ほど栗田委員がおっしゃっていた条例の中に町内会の役割として「ああしなさい。こうしなさい」と書いてあるのですが、「協力してくださいね」ということは書いてある。都市内分権が進むか進まないかということに関しては、問題が町内会の在り方とかにあるのではなくて、地域協議会でどれだけの権限が与えられているのか、どういうことを任されているのかということにもよるんです。先ほどもおっしゃったように諮問事項だけやっている、活動支援事業の採点だけやっているという中では、地域分権の役割が十分果たしているとはいえないんじゃないか、というふうになるわけです。安塚の区の中の皆さんの生活がどうなっているのかというふうなことを地域協議会として取り上げて、どういうふうにしたら改善できるかということを一生涯懸命すれば、立派な都市内分権になるわけじゃないですか。安塚と板倉では状況が違くと。安塚は雪の対策をどうしよう、足の確保はどうしよう、お医者さんの確保はどうしようというようなことを地域協議会で取り上げて話をして、行政はここが足りないからやってくださいというふうなことができれば立派な都市内分権になる。そこが安塚の自治ということになるわけなので、目的はそういうふうに持っていきたいというふうになっています。持っていけない理由は何かという、余り記録に残したくないのですが、地域協議会の性格、性質、委員の認識、そういうところがありますね。制度が不足しているからできないのではなくて、その制度自体が十分に活用できていないというところにあるんです。だから一生懸命やる気になって、一生懸命やればいくらでも今の制度の中で十分なことはできますよ。たださっき言ったみたいに限界がありますよというのは、厚生産業会館を高田区だけに諮問しますよと言ったときに、安塚の人たちが「それはおかしいじゃないか」という意見が挙がってきたときに地域協議会として、その意見を集約して行政にぶつけることができないとみんな思っているのですが、それはできるんです。安塚に諮問しないだけで安塚の皆さんが勝手に意見をまとめて行政にぶつけることはできるんです。地域協議会の役割が十分認識されていない。まだ十分な活動ができていないところに原因

があって制度的にはそんなに問題はないというふうに思います。

**【横山座長】**

海野委員よろしいでしょうか。

**【海野委員】**

はい。話がそれてしまって。旧合併する前の安塚なり、合併する前の市町村の中では整合性が取れた町内会があって、地域自治区があって、行政に意見を言うていくという形がすんなりと受け入れられているのではないかなと。逆に旧上越市の中で新しく最近自治区というのが決まってきたところでは多少混乱があるという認識なんですかね。

**【増田委員】**

全くそのとおりです。合併前上越市でその前に直江津区とか高田区とか春日区という概念が全くなかったんです。全くないところで「さあ明日から地域自治区だよ」と。で自治区を置いて地域協議会やりますと言われたときに協議会は見えるけど自治区は何も見えないじゃないですか。市役所は1箇所であって、そこにみんな用足しに行くわけです。だから自治区の役割は何を果たしているかといったら何も果たしていないんです。実は、センターがいろんなことを住民の要望を聴いて、その地域の発展に関することを計画を立ててという役割があるのですが、それを果たしていないから自治区は目に見えない。だから皆さんには非常に分かりにくい。地域協議会だけが見えるという状況なので、改善点はいろいろあるので、そういうことも含めて検証・検討していったらいいのかなというふうに思っております。

**【海野委員】**

これは今回とは別にちゃんと検証すべきということですか。

**【増田委員】**

そうです。

**【栗田副座長】**

町内会の話ですが、町内会は元々は任意の組織ではなくて、戦前と言っていいのかわからないけど隣組とかがあって、行政の下の組織としてあったんです。だから町内会長には手当が出たりしていたんです。今は町内会は行政の下部組織に

はなっていないんです。それを切り離して、まだ切り離していない市町村もありますが、上越市は早々と切り離してあるし、任意の団体としてきちんと位置付けしてあるし、手当は出ていないということにもなっています。ただ、町内会というのが最も大事ですよというのは、35条の中には入っていて、コミュニティの中ではそれらも含めて町内会も含めて婦人会だ、老人会だ、NPOを全部コミュニティにして、最も大事だからそこに一緒になって活動してくださいねというのが、この35条なんです。その前の34条に載っている協働というのは、市が協働のパートナーとして考えているときにも町内会というのかコミュニティというのが一番大事ですよと言っているわけですから、あくまでも行政のパートナーとしての役割というのもきちんと町内会にもある。だから町内会もその一つであるということで皆さんには住民の皆さんはコミュニティに集まって、まず、活動してくださいということで、必要なことについては行政とも他の団体とも協働してくださいね、というのが載っているのが35条だと思ってもらえばよいと思います。そういうような位置付けだと思っていただければよいと思います。

【横山座長】

海野委員よろしいでしょうか。

【海野委員】

はい。すいません。私の勉強会ではないのでこれ以上は。

【横山座長】

もう少しということであれば、後で個別にお願いします。

議題に戻したいと思います。この町内会の項目についてですが、今ほどの議論も踏まえながら意見書に指摘事項として掲載した方がいかどうかということを探採を採りたいと思います。今の議論も踏まえて指摘事項とした方がよいのではないかと思われる方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

掲載しない方がいいのではないかと思われる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

では皆さん記載しない方でよろしいですか。

(よしの声)

記載しないということで決定します。

続きましてNo.50の地域の教育活動について小林毅夫委員から意見をいただいております。補足があればお願いします。

**【小林（毅）委員】**

これは大変注目される仕事が動きだしているので今後とも期待したいという意見ですので特にありません。

**【横山座長】**

事務局の方から補足はありますか。

**【塚田課長】**

ないです。

**【横山座長】**

他に御意見のある方はお願いします。

**【岩井委員】**

学校教育を考えるときに学校と家庭と地域とということ、今までの学校教育を考えたときに地域との関わりが、地域の関わりが不足していたんだと思うんです。そういう意味で自治を進めるという意味で地域が出てきているんだと思うのですが、それはそれで確かにそうなんだと思うのですが、その中身の方で中学校区に地域青少年育成会議というのを入れられております。それから各小学校、中学校の学校区で学校による協議会を設けられていると思うんです。そのところで、中学校のところで二つの会議がダブってくるわけです。そこら辺で地域で教育をやっていくのにどうやって整合性を取っていくというのが一つ疑問としてあります。

もう一つは、学校教育が将来、上越市で自治を進めていく上で、非常に重要な人材を育成していかなければならないという役割を担っていると思うんです。そこら辺のところをしっかりと認識をしていただいて自治を進める上での人材育成ということで、そこら辺のところをよく確認をして進めていただきたいという二点をお願いしたいと思います。

一つは、先ほどのダブっているという部分でどういう整合性を取っていくのかということを質問させていただきたいと思います。

**【横山座長】**

事務局に説明をお願いします。

**【塚田課長】**

小林委員の前でお答えするのはドキドキするのですが、私の理解している範囲でお答えさせていただきます。

まず、地域青少年育成会議についてですが、元々小学校区単位なりに青少年健全育成協議会というのが地域で子供を育てていこうと、学校外で子供をしっかりと育てていこうという動きがあったと。それをさらに強化、組織・一体化することから新しい組織を作って、中学校区で作っておりますが、これは学校だけではなくて地域を含めた活動をどういうふうにしていこうかというような協議会で、いろいろな学校の教育関係の冊子を作ったり、家庭でも地域でも子供がどういうふう to 育てていくとかどういうような問題があるとかいろいろな取組を進めているというふうに理解をしておりますし、学校運営協議会、コミュニティ・スクールというものですが、学校評議委員というものが数年前に作られまして、学校の運営について参考にしていたのですが、それをさらに強化することで学校運営協議会というものを作りまして、これは学校自体の運営について地域の意見を取り込んでいく、学校の運営方針を校長がこの会に諮って承認をもらうというような手続も必要になってきていますし、前者の方は地域を含めた取組でありますし、後者の方は学校の運営についての取組に、大雑把に区分が付いているのかなと私は理解をしています。

**【横山座長】**

それぞれ役割が違っているということですね。

岩井委員よろしいでしょうか。

**【岩井委員】**

はい。

**【小林（毅）委員】**

今、課長さんが言われたとおりなんです、合併した13町村には教育委員会があって教育長さんがいらしたのですが、それがなくなってたまたま14人分の教育長が全部私一人に来たんです。だけど元々あった地域の教育を考えてきた組

織がなくなってそのままでもいいのかということから、最初の構想では地域教育会議という名称で置けないかという形で考えてきたのですが、なかなかその名称が、今度は逆に旧上越市では馴染まないし、元々あった青少協と言われた青少年育成協議会を発展させて地域の子供達の教育を考える場所として青少年育成会議という名前を作っていますので、元々地域の教育を考える場を13区にも称し、それから新しい中学校区、13区全部中学校が一つしかありませんので、同じような形でこういう名称のものを作った。要するに、地域のことを考える。名立の場合には「平和を愛する子供」ということでちょっと特徴付けて出ていますし、中郷辺りは青少年。とりわけ中学生、高校生を祭りとかの行事に参画させていこうという形で動き出していますから、そういうのが全市的に動いていくことを期待しているということですね。

**【横山座長】**

他にそれぞれ違っているんだよというのを岩井委員御理解いただいてよろしいでしょうか。

**【岩井委員】**

はい。

**【横山座長】**

他に御意見ございませんか。なければ、これについて意見書に指摘事項として掲載するかどうか皆さんにお伺いしたいと思います。

意見書に掲載した方がよいと思われる方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

ございませんので、これは掲載しないということで決定します。

ここまでの中で皆さんに意見について協議をいただきまして、○については、ここで一つの区切りがついています。今までの中で皆さんの中で、このところについて意見・確認、というのがあればお願いします。

続きまして、報告書の記述に関することのところに入りたいと思います。

No.56の地域活動支援事業なのですが、先ほど皆さんから御意見が挙がっておりまして、いろいろ議論があったわけですが、これについて栗田委員から御意見が挙がっておりますが、補足がありましたらお願いします。

**【栗田副座長】**

私は56番どころか62番まで意見を挙げておりまして、61番は増田委員にお聞きしてもらえばいいのですが、私は報告書の記述がおかしいと書いただけです。本来は市長に報告すべき事項ではないと思っていますので、あくまでも報告書を作られた方に見てもらえればよいということであって、市長に報告する必要もないと思っています。

**【横山座長】**

分かりました。栗田委員の方は、出た意見全部一括りとして捉えてよろしいでしょうか。

(栗田副座長了解)

ありがとうございました。それ以外では増田委員からも意見が出ていますが、増田委員はこの意見に補足があればお願いします。

**【増田委員】**

何番でしょうか。

**【横山座長】**

61番です。

**【増田委員】**

今、全体について判断する、意見についての考え方で補足するとか、記載するとか、追加記載するというように検討内容が書かれておりますので、そのようにしていただいて最終的に見せていただければそれでよろしいのではないかなというふうに思っております。

それからNo.56の栗田委員の部分について、ここに同列に記載するのは違和感がある。確かに違和感があることなんです。違和感を受けて報告書の記載に関してはもう一回検討をしていただければというふうに思っております。

それからNo.65の事務事業評価については、若干その前の説明を補足的にいただきましたが、前回も言いましたが、今のこの表現では市民に誤解して取られるおそれがあるので表現を変えた方がいいんじゃないですかと申し上げたので、それを踏まえて表現の修正をお願いできればと思っております。

**【横山座長】**

ありがとうございました。今、栗田委員と増田委員に報告書の記述に関することということで補足の説明をしていただきました。これについて事務局で意見に関する考え方についての方で補足があればお願いします。

**【塚田課長】**

意見のところにも書いてございますが、いただいた意見を元に検討して最終報告書案としてお出ししたいと思っておりますので御提案・御議論いただければと思っております。

**【横山座長】**

ありがとうございます。

皆さんの方で「この部分はちょっと」という部分があれば御意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。特にございませんでしょうか。

(よしの声)

ありがとうございます。

それ以外でNo.63の自治の基本理念のところでも小林毅夫委員から意見をいただいております。補足があればお願いします。

**【小林（毅）委員】**

記述の仕方の中で、それぞれの担当部局が書いたせいか、「自分のところはこんなことをやりましたよ」という報告で終わっているような気がしたものですから、やっぱりこの基本条例と関わってこういう成果が出てるとか地域でこんなことをやられているということを述べていただければと思ったんです。繰り返しになりますが、先ほど、名立区の場合は、名立自体が名立のことを考えて機雷爆発事件とそれを伝えるための平和活動みたいなのをやっていますので、非核平和の寄与となったときには、自治として地域でこんなことをやりましたよということを補記、付け加えていただいた方がいいだろうと思ったのです。こちらの回答も報告書では補記したいとあるのでそれでいいのかなと思います。

**【横山座長】**

ありがとうございました。事務局からは特によろしいでしょうか。

**【塚田課長】**

はい。

**【横山座長】**

最後になりますが、パブリックコメントのところで意見をいただいておりますが、本日、渡邊委員さんが御欠席をされておりますのでこれに関して皆さんの方で御意見があればお願いします。

**【柳澤主任】**

こちらの渡邊委員の御意見の内容につきまして、本日御欠席されるということで、御本人に内容を確認させていただいたところ、この「パブリックコメントの在り方を明らかにするために設けられたもの」ということで、市の作った検証結果報告書の評価のところの文章の中で書いてあったことについて、「在り方を明らかにする」というふうな表現があると、本来、パブリックコメントという制度自体がどうあるべきかという在り方論になると少し意味合いが違ってくるのではないかと。そうではなくて、書くとしたら、この上越市において、パブリックコメントが必要であるという、「その必要性を明らかにするために設けられたもの」というふうな表現に、例えばですが、した方が適切なんではないかという意味合いで、この評価の中の文章の書き方を修正した方がいいのではないかという趣旨で書かれたということで、意見書に掲載云々という内容ではないというふうなことをお聞きしております。

**【横山座長】**

ありがとうございます。そこについて事務局からは意見に対する考え方を書いてありますが、それについて補足する部分はありますか。

**【柳澤主任】**

御指摘を踏まえて、報告書の書き方の修正を検討したいと思います。

**【横山座長】**

ありがとうございました。意見の整理につきましては以上ですが、皆さんの方で「ここをもうちょっと」という部分がありましたらお願いします。特にございませんでしょうか。

ありがとうございます。以上で意見整理表の方は全部終了いたしました。たくさんの方の項目について御検討いただきましてありがとうございます。

協議した結果について事務局の方で確認をしていただきたいと思います。

【柳澤主任】

本日の会議の中で協議いただいた結果を確認させていただきたいと思います。

No.11の御意見につきましては、意見整理表を添付して報告という結論になりました。続きましてNo.45、46の地域協議会に関する事項ということで合体して協議していただきましたが、こちらについては意見書に指摘事項として掲載するということになりました。No.47からNo.50まで、こちらにつきましては、意見整理表を添付して報告ということになりました。それから報告書の記載に関する事項についてですが、この中に特に意見書に指摘事項として掲載することはないということになりました。以上です。

【横山座長】

ありがとうございます。皆さんの方で何か御質問はございますか。ないようでしたら次の議題の方に進みたいと思います。

本日は、市の取組に関する事項についての協議と上越市自治基本条例に関する意見書（案）の検討という二つの議題であります。この二つ目の上越市自治基本条例に関する意見書（案）の検討についてに移りたいと思います。

事前に資料は配布されていますのでご覧いただきたいと思います。

まず、資料No.3の意見書（案）について事務局から説明をお願いします。

【塚田課長】

— 資料に基づき説明 —

【横山座長】

ありがとうございました。この意見書（案）につきまして皆さんの意見を願います。

これを全部一括で進めた方がいいでしょうか。それとも項目別にやった方がいいでしょうか。

(項目ごとが…という声あり)

項目ごとという声が挙がりましたが。

(番号順という声あり)

では番号順に進めていきたいと思います。

「1 はじめに」のところですが、何かございますでしょうか。

(なしという声あり)

特にございませんでしょうか。なければ、1番はこれでよいということでもよろしいでしょうか。

(よしの声)

続きまして「2 検討結果」ですが、これはこの内容でよろしいでしょうか。特になければこれで進みたいと思います。

「3 指摘事項」についてですが、これに関してはいかがでしょうか。

**【増田委員】**

1行目に「その設置目的の達成に支障のない範囲内」と書いてあるんです。意見に対する考えもこの表現があったのですが、何を言っているのか非常に分からないということで、逐条解説の中にはもう少し分かりやすい言葉で専門性が高い云々という表現があったと思いますので、そのようにしないと非常に分かりにくい、市民の皆さんもこれを見て委員会は何を言っているのかと言われても私は説明できないんです。専門性の高いという説明だったら分かるということになりますので、それが一点目です。

二点目に、「できるだけ多くの公募委員」と書いてあるのですが、できるだけ多くというのはどういうことか。全員なのか、8割なのか、7割でもできるだけ多くですよ。こういうことではなくて、もう少し検討する方で検討しやすいような言葉に変えてあげないと分からないということです。一文一文に説明がないような表現にした方がよいのではないかと思います。この中で論議された経緯を見ますと、「全員を」という意見ではなかった。「少なくとも過半数近くなら」という意味合いだったと思いますので、そういうことが表わされるような表現はないかなというふうに思っております。そのことがきちんと担保されるのであれば、「また」以下、「公募委員の立場に配慮し、公募委員の意見が審議に反映されるよう措置を講じていただきたい」と、これも委員会の中で論議をされたことでもあります。よくよく考えてみますと、公募委員だから意見を採用しないと、公募委員の意見を優先するとかというのはあり得ない話なので、この表現は端的に表しているとは思えない。むしろ委員の半数近くを公募委員にすることによって当然そういうことが、公募委員の意見が反映されるようになるんです。20人の

委員のうち公募委員が2人しかいなかったら、2人がいくら意見を言っても意見が通らないという実態から考えますと、ことさらに公募委員の意見に配慮するなんてことではなくて、むしろ約半数を公募委員にするように努めるというふうにしていた方がよろしいと思います。とりあえず、案については以上です。

**【横山座長】**

他に御意見はございませんか。

**【小林（毅）委員】**

今の増田委員の意見で「できるだけ多くの半数近く」という言い方ですが、そうではなかったんじゃないかな。審議会の性格によって専門性の多いものもあるのでという話になったと思いますので「半数」とか入れる必要はないだろうと。「できるだけ多くの」が良いのかは分かりませんが…

**【増田委員】**

言われるように専門性の高いものについては半数というのが馴染まないところがありますので、「専門性の高いものを除き」とか例外規定を設けた上で、「その他のものについては半数になるべく努力」という表現ができないか。「専門性の高いものは除いて」というか、除外規定を設けて、ということです。

**【小林（毅）委員】**

そういうことならよいかと思います。

**【増田委員】**

そういうことです。固定資産評価委員なんてのは、専門家でなければ分からないものですから考えるまでもない話なんです。

**【横山座長】**

他に文章の表現でこうした方がよいという御意見はありませんでしょうか。

なければ文章の細かいところは、事務局の方で文言の方を整理していただいて考えていただくということによろしいでしょうか。

**【増田委員】**

イ、ウで意見があるのですが。ウの項で「ア及びイを踏まえて、委員等の選任基準等を再検討していただきたい」とあるのですが、どちらかというとな要綱で決められる場合があるんですよ。決定の形は要綱でもよいのですが、それを行政だ

けで考えるのではなくて、市民の意見を反映させる格好にしてほしいということ  
をどこかに文章で一言入れていただければと思っております。特に再任は一回ま  
でというのがありましたので、重要なことだと思いますので、そこら辺のところ  
を大勢の人の意見を入れるというのが必要なのかなというふうに思います。

それからこの関係では、「より多くの市民から参画していただくために」という  
のがどこかにあったんです。それは審議会の委員で多くの市民に参画していただ  
くことは非常に大切なことなのですが、訳の分からないというのは失礼ですが、  
よく内容が分からない人たちが大勢集まってパッと決めちゃうということは果た  
して良いかどうか。やっぱり審議会ですから、重要な施策をどういうふうにした  
らよいかということを決めるわけですから、そういうところに専門性の詳しい方  
に入っていていただいて検討する必要があるというふうに考えたときには、確かによ  
り多くの市民をとという意味があるのですが、再任は一回までというふうな制限を  
設ける必要があるのかという部分もありますので、そこら辺を踏まえて、検討し  
ますというニュアンスを含めていただければと思えます。

#### 【横山座長】

他にありますでしょうか。特になければ、今の増田委員から御指摘があります  
部分の公募委員の数の表現の仕方等をもう少し事務局の方で御検討いただければ  
と思えます。

それから設置要綱について、それから逐条の中にある内容についても、こちら  
の指摘事項の中に分かりやすく表現できるということがあれば、そちらの方に掲  
載していただきたいと思えます。「(1) 審議会等について」はよろしいでしょうか。

続いて「(2) パブリックコメント」に入ります。こちらの方はいかがでしょう  
か。

#### 【増田委員】

アの項ですが、「パブリックコメントに使用する資料の表現や構成を専門的な知  
識を有しない市民にも理解できるように分かりやすいものとするなど」。当然これ  
は必要なことなのですが、「より多くの方から意見を提出していただけるような工  
夫をしていただきたい」。全くそのとおりなのですが、表現を市民に分かりやすく  
することだけがより多くの方から意見を出していただけるという工夫なのかとい

う全体的に解釈をされてしまうとまずいような気がしますので、そういうことだけでなく「より一層制度の周知を図るとともに」というような表現が必要だと思う。やっぱりパブリックコメント制度がありますよという周知を徹底する必要があると。そのことを一緒に分かりやすく指摘をしておいた方がよろしいと思う。何でも中に入っているみたいだという解釈は極力しないで、何を言っているか分かるようにする必要があるのかなと思いますので、そのことを一点お願いしたいと思います。

【横山座長】

具体的な表現ということでよろしいですか。

【増田委員】

はい。

【横山座長】

他にパブリックコメントについていかがでしょうか。

【栗田副座長】

ここの項目で私が話をしたのは、段階がほぼでき上がっている。段階がどうかと言われているのですが、そうではなくて立案の段階に要するに「こういう問題があって、これからそれに取り組みますよ」という段階でパブリックコメントを出すというのがこの条例にのっとっている中に入っているわけです。立案の段階という部分から必要だと思うのですが、そうしないと今のところだとできあがったものの言葉の問題の指摘。今回の報告書じゃないですが、言葉がどうのこうのということではなくて、「これについてはこう思うんだ」という市民の考えを最終的に文言にしてほしいわけであって、文言についてみんなが文句を言ったところでそれが本題になっているのか。違う話だと思いますので、そうすることがパブリックコメントの本来の目的だったんじゃないかなと思いますのでそこについて指摘をしてもらいたいと思うのですがいかがでしょうか。

【横山座長】

事前の段階で市民の声を集めるためのということですね。

他に御意見ありますか。

【増田委員】

今の栗田委員のおっしゃるとおりでありますので、完全なものとして提出してきますので、私たちが意見を言ってもガードするだけというふうになりますので、それは案を完全に固める前に皆さんが考えていることが、方向性があるか考える仕組みを検討してほしいということだと思いますので、それは是非盛り込みたいというふうに思います。

加えてイの項ですが、「回答は、的確かつ分かりやすいものとし、丁寧かつ謙虚に行っていただきたい」とあるのですが、逐条解説にもこれと同じようなことが書いてあるのですが、現実には丁寧かつ謙虚に行っていないところがありますので、ここももう少し分かりやすく、えげつない表現になるかもしれませんが「分かりやすいものとし、すれ違いや言い訳にならないよう丁寧かつ謙虚に行っていただきたい」というふうに書いていただければ分かると思います。これに関連してですが、全体に係ることなのですが、ここで非常に関連が深いので話しますが、私たちがこの意見書を出します。今こういうふうに「丁寧かつ謙虚に行っていただきたい」という意見書が出てきます。この意見書が実際の現場にどういうふうに反映されるかというのが問題なんです。確かに市長の目には留まります。それで市長がこれに対してどういう手を打つかということが必要なので、実際に手を打って改善されなければ何の意味もないので、その仕組みがどのようにお考えなのかということなんです。最後でいいのでそれを聞かせていただければと思います。パブリックコメントだけではなくて全部に関連しますので、それは最後で結構です。

**【海野委員】**

それは最後の意見だけではなくて、この意見書に載せた方が良いような感じがあるのですが…

**【増田委員】**

それは意見を聞いてから考えます。

**【栗田副座長】**

パブリックコメントについての行政の方たちの考え方というのが、ここの方たちが代表ではないと思うのですが、考え方を希望しておきたいんです。今やっているのは、ほとんど出てきたものについて一生懸命答えているけど、そのための

時間をすごく割いていて、こんなことについて答えている時間ってあるのかな。一生懸命答えているけど今回の整理表も同じですよ。そういうことでは、本来はパブリックコメントは違う趣旨でしょ。だからこういう意見に対して、こういうふうに考えていますとか、反映しますとかということで対応していくことが本来のパブリックコメントだと思っているけど、今のはほとんどが答えることに一生懸命になっているから、行政側からしてもやりにくいと思うんです。パブリックコメントについての考え方についてお聞きしておかないと。条例に沿ったパブリックコメントのとおりやっているのかどうかを含めて、誰が答えるのか。部長に答えてもらうのが早いかな。

**【笹川部長】**

企画段階というと中身も趣旨もよく分かるけど、ただ言えるのは市としての意見が固まらずに出すわけにいかないというのがあるので、その辺の部分は非常に難しいのかなというところですよ。こういうことをやりたい、若しくはこういう計画を進めたいというときに「どうでしょうか」と聞くわけにいかないんですよ。 「市としてこういうふうに考えて、こういうものを考えています」ということは決まらないうちに出せないという決まりがあるわけですから、決まったところで出すということになるわけです。なるべく早くそれに対して決まったものに対して意見や修正ができるということはこの段階で出すということなんだろうと思うんです。そのところの趣旨はよく分かると思うのですが、逆に言うと今のパブリックコメントの件数というものが少ないですから、こういう形になっているのかも分かりませんし、そういう案を検討できることなくというふうになれば、その部分と違うのかもしれないです。

**【栗田副座長】**

違う話になって申し訳ないですが、今のやり方だと方針が決まっているわけではなくて、計画案そのものができ上がっているじゃないですか。計画案というのは、全てを調整しながら行政の方も作られている。総合的に見て作られているから、部分的に変えると、ここを変えたら他も変えなくてはいけなくなるから、部分的な意見を出してもらってもほとんど変えられないという状況じゃないですか。だから、方針さえ決まって、案が決まった時点でやっていかないと、パブリック

コメントを募集しないと、聞くチャンスなんてないですよ。最終的に出したものは議会にかかっていくわけですから、そこを考えると余り中途半端なところで市民の意見を聴きましたっていうのは、ここに載っている趣旨と違って来るはずだと思っているのですが。そういうふうにもしかしたら行政の方で思っていないんじゃないかと疑問に思っているところなので…

**【塚田課長】**

パブリックコメントをいつやるかというタイミングのお話もあるかと思うのですが、これに関しては所管している広報対話課の方に別件がありまして確認したところでは、「制度上はいつやらなくてはいけないということはありません」という回答でした。「回数も決めていない。案件ごとに担当課の方の判断で実施している」という回答をいただきました。今、自治のサイドで一番絡むのは地域協議会に諮問した後の流れで、大体パブリックコメントをかけています。我々の考えとしてはパブリックコメントを出す前には、内部の手続を取って、市の考え方を固めた上で、市民の皆さん方の方へいろいろ御意見を伺うのが最後に必要だろうというふうに思っています。先に地域協議会にお話しするというのは、先ほどお話ししたようにほとんどお役所がらみのことですので、地域の住民生活に影響がどう及ぶかということについて地域の方にお聴きしないうちに全市の方に「いいですか、悪いですか」とお聴きするわけにいかない。という観点から地域協議会に先にしてほしいということで今まで我々と他の課の方で話をしてきました。

ただ、先ほどから言われているように企画段階では、どちらの方向に進んだらいいかといった辺りをパブリックコメントではいけないというものではありませんので、それについては運用の中で十分できるかと思うのですが、そこについて理解というか周知して十分なのかどうなのか、我々もお聞きして分かったところもありますので、そういうところは改善の余地もあるのかなというふうに思っています。

**【浦壁委員】**

パブリックコメントにつきましては、条例の見直しとなりましたら、やはり条例ですと、このままで私は全てのいろんな事態を勘案して総合されてトータルされたもので、私はこのままでいいと思うんです。あえて指摘事項という中に今の

「ア、イ、ウ」を入れること自体がちょっと。指摘事項に、先ほど栗田委員もお話をされていますが、筋違いじゃないかなと。指摘事項ではなくて「こういうふうにしていただきたい」「パブリックコメントに対するコメントはこういうふうに対応していただきたい」とかという要望的なものには該当するでしょうけど、これを指摘事項の方にでしたら、具体的に22条の1項、22条の2項、22条の3項について、この部分のここについて指摘するかという明確なことでなければ指摘事項に該当しないと思うので、前回欠席して経緯が分からないのですが、指摘事項の中にパブリックコメントの方の22条の分で果たして指摘事項としてここに「ア、イ、ウ」が該当するのか。欠席して分からないのですが、そここのころの経緯を教えてくださいと思います。要望的なものになるのでしょうか。今の確認されている案の方に載っているこの部分については、正式には指摘事項には該当しないんじゃないかなと思いますので、前回の経緯を教えてくださいと思います。

**【横山座長】**

事務局の方で今回答えますでしょうか。

**【足利係長】**

今ほどの御質問にお答えできるかどうかあれなんですけど、こちらの中では、パブリックコメントについて御意見をいただきまして、皆さんでそれについてどうなのといろいろ御意見をいただきまして、最終的に「これは意見書にまとめましょう」ということで、このときに出た議論が、「こういう議論があったので後は事務局でまとめてください」ということでこういう形でまとめさせていただいたものでございます。その際に出ていた皆さんの御意見がこういうものだったということで、こういう形になったとしか言いようがありません。補足で栗田委員からあればお願いします。

**【栗田副座長】**

先ほどのお話のとおり、私の意見が抜けていると思ったので言っただけですが、別にみんなで固めたわけではないので、これらの意見がありましたということで。

**【増田委員】**

この指摘事項に意見書として挙がってこないことについても改善事項とか要望

事項とかあるわけです。それはそんな大きなことではないので改善・要望もお預かりしましょうと。ですが、意見書に挙げることは、自治を進める上で非常に重要なファクターなので、だから意見書に挙げましょうということで皆さんで賛否を取って採決を採って、「これは意見書でよろしいですね」ということで意見書にすることに決まりましたので。なぜ審議会やパブリックコメント、市民参画については自治を進める上で非常に重要な要素であると。だから意見書として特段の配慮を持って行政からやっていただきましょうという意味を表明するために意見書を出しますという扱いになっておりますので、そのように御理解いただければと思います。

【横山座長】

浦壁委員よろしいでしょうか。

【浦壁委員】

はい。

【横山座長】

パブリックコメントについて他に意見はありますか。

【増田委員】

先ほどの栗田委員の意見に対して課長からお答えがあったのですが、要はパブリックコメントを出したときに出した意見を謙虚に聴くつもりがあるのか、固まっちゃったから聞かないというふうになるのか、その姿勢で本当に変わってくるんです。頂いた意見を最大限いかして市民の思うところを盛り込むにはどうしたらいいかと一生懸命考えれば、何か所か訂正が入ってくるわけです。だけどこれでいいんだと思えば、全部、却下の回答ですよ。その姿勢が、最近みんな却下の回答になっているからおかしいのではないかと。それなら方向が決まる前にもう少し意見を聴いたらどうかという意見も出てくるので、そこら辺の在り方が非常に最近硬直的だということがこういうところに反映しているのでありまして、そこら辺のところはしっかりと受け止めていただくということです。

それからアについては、実は意見の提出件数も少ないですが、前回の会議でも言いましたように提出者はもっと少ないんです。これは大きな問題なんです。行政としては、このことを大きな問題として捉えて、提出者を増やすにはどうした

らいいのか、提出意見件数を増やすにはどうしたらいいか。逆に言うと提出者が少ない、意見件数が少ないということは、違う見方をすれば、その基本計画は完璧なものという見方もできるじゃないですか。だから本当に完璧なものなのか。要は市民に関心がないから意見を提出する人がいないのか、そこら辺をきちんと見極める必要があるわけです。その部分が何もなしにしてどうこうという話ではないわけなので、皆さんから見ていただいたとおりの意見は一杯出ているわけです。一杯出ているということは、案は完璧なものではないわけです。そのことを踏まえた上で、行政として自治を推進するためにパブリックコメントをどういうふうに進めていったらいいかという観点で考えていただかないと単に言葉だけの問題ではないので、大きな問題がここにあるということで、文言整理もこういうことを踏まえた上で、文言整理をしていただきたい。だからアのところでもしかして「提出件数も提出者も非常に少ないことを鑑みて」とか、前置きの言葉があった方が分かりやすいだろうと思うんです。この意見書は、市長だけが見て「分かった、分かった」というものではないと思うんです。当然市民の皆さんも見られるわけですから、市民が見て「あの委員会は何をやっているんだ。書いていることがちっとも分からない」「一行につき三行くらいの解説が必要だ」というものを出したのでは全く意味がないので、そういうのも含めてきちんと文言整理をお願いしたいというふうに思っております。

#### 【横山座長】

ありがとうございます。先回の会議録を読ませていただいた中でも、小林毅夫委員からパブリックコメントの在り方、もっと広くいろんな方たちに知ってもらう機会や方法があるとすれば、それをもっと広める方法はないのかというような御意見もありました。そういうところも指摘事項に書き入れていただけると、もっと皆さんに分かっていただけるんじゃないかなと思うのですが、事務局でもう少し整理をしていただけてお示ししていただければと思いますのでよろしくお願い致します。

#### 【小林（毅）委員】

ちょっとあっさりとし過ぎています。「これだけの審議をして、これだけの意見が出たところから考えれば、こうですよ」という指摘をしていただかないと私

たち、議論してきたのが現れていないような気がします。

**【横山座長】**

私も今まで議事録を読ませていただいた中には、かなりいろんな論議がたくさん詰まっています、ここから指摘事項の中の文章としては含まれるようなものもかなりあるのかなという気がしますので、そこはみんなで見たりとかすればいいのかなというふうに感じました。

続きまして都市内分権に入りたいと思います。ここら辺についてはいかがでしょうか。

**【増田委員】**

結論は、「当分の間、他の言葉に置き換える必要はないと考える」ということですが、このことをあえて意見書に載せなければいけない理由は何があるのかなというふうに考えたのですが、そこら辺も分かりやすくお話しただければと思います。

**【横山座長】**

増田委員としては、この文言はいらぬというふうにお考えということですか。

**【増田委員】**

都市内分権については、今までの論議の中で当分はこの言葉でいいだろうというところで収まっているので、だとすれば意見書として挙げるのかなと。

**【横山座長】**

あえて文章にはしない方が、ということですか。

**【増田委員】**

ちょっとそう思ったので。確か意見書に挙げましょうという扱いだっただかなと思返しているところです。ここだけ他とトーンが合わないのだからかなものかなと思ったんです。

**【横山座長】**

皆さんの方で何かございませんか。

**【小林（毅）委員】**

これは今日議論した地域協議会の意見も含まれるのですか。

**【足利係長】**

これは今までの分です。

【小林（毅）委員】

ここに加わってくるともう少し具体的な表現になって、実際のところ都市内分権が、地域協議会のところも入りながらももう少し分かりやすくなるんじゃないでしょうか。これだと都市内分権という項目がそのつもりだったかなという気がするので…

【海野委員】

どの項目だと都市内分権なのですか。私分からなかったの。20番の市民参画の○ですか。

【増田委員】

条例改正に関するこの意見の6番目に「都市内分権じゃなくて地域自治にすべきだ」という意見があるわけです。それを受けて、当分の間、他の言葉に置き換える必要はないとなっていると思うんです。そのときの論議が確かここに書いてあるとおりで思ったと思いますので、だっただとおりですれば、あえてこう書く必要があるのかなという疑問がありましたということです。

もし、今後書くとすれば、このところは地域協議会について書くということになるのですが、言葉の問題は変えないんだったら書く必要はないと思います。後で整理してもらったらどうですか。

【横山座長】

そうですね。もう一度整理し直して…

【足利係長】

増田委員からお話をいただいたとおりでありますが、これは栗田委員の御意見に対して皆さんに御議論いただいて、小林毅夫委員から、「この形というのが、上越市として、この形を残して進めていく必要があるんじゃないか」と。「こうやって話したことをここでしっかり何を話してきたか市民全体にお伝えすることのできる意味も含めて残したらどうか」というような御意見があって、特にその時に、前半の部分だったので、意見書云々という議論をしていなかったの、これについては我々としてはそういう御議論があって意見書という話にもなっていなかったの、一応こういう形で残させていただきましたが、いかがでしょうかということ

でお示しをさせていただきました。今日、同じ形で地域協議会のお話をいただきましたので、それと併せて整理するという形をお願いしたいと思います。

**【横山座長】**

皆さん、それでよろしいでしょうか。

(よしの声)

それでは、最後になりました市民参画のところでも今、事務局からもありましたが、ここの表現でこうしたいとかありましたらお願いします。

**【岩井委員】**

制度、ここに書いてあるとおりなのですが、「市民参画に関する制度」のところでも市民参画をする機会と言いますか、そういう制度が十分なのかというのが問題だと思うのですが、以前ここの場で議論をしたときに十分かどうかというのは議論にはならなかったのですが、場は結構あるんだけど市民はその場を知らない、会を知らないというそんな意見だったと思うんです。ただ十分かという問題がありますので、その制度の拡大なんていう言葉はないのかというのが私の意見です。

**【増田委員】**

関連して、おっしゃるとおりで実は59番のところでも「より利用しやすい新たな制度を検討し」となっているのですが、それについての行政の取組を「記載できるものがないため未記載としたものです」とあるのですが、新たな制度を検討する必要はあるんです。今、行政の窓口として窓は開いていますよ、言ってきてくださいというのはある程度制度としては整備されているのですが、さっき言いましたように行政側から積極的に住民や市民の声を聴くという、この部分については不足している部分があるということを考えると、制度の拡大なのか制度の充実なのかという問題がありますが、私は、「制度の充実を図るとともに、制度の内容や参加するための方法の周知を効果的かつ積極的に」と書いて拡大ないし充実の意味合いも含める必要があると考えております。

**【横山座長】**

他に何かございませんか。表現として皆さんスッと収まる表現はありませんでしょうか。拡大なのか充実なのかによってかなり表現が変わってくると思うのですが。

**【海野委員】**

これは、市民参画の方に関しての一つの提案として、意見書の栗田委員に対する意見の中でもパブリックコメント、市政モニター、審議会等の委員の採用などとかいろいろ議論されてきて、意見が行政側から寄せられてくるので、そういうものを参考にして具体的にダブってくると思うのですが、パブリックコメントや審議会の構成の見直しとかという文言をより具体的にこちら側の提案として制度というのを載せてもいいのかなと。

**【横山座長】**

中身はこんなふうにとのことですね。それは分かりやすいですね。

他に皆さんどうでしょうか。なければ、文言のところはもう少し事務局の方で整理をしていただいて次回の会議の時にまたお示ししていただくということでしょうか。

(よしの声)

**【塚田課長】**

今、拡充策を具体的にいくつか書けという御意見なのでしょうか。

**【横山座長】**

そうです。

**【増田委員】**

違います。こういう制度があるということを書いた方が分かりやすい。

**【塚田課長】**

現在ある制度を書けということですか。

**【横山座長】**

そうです。

**【塚田課長】**

それでよろしければいいのですが、拡充策を書けと言われても…

**【海野委員】**

かなり市民参画ということが全体的な中心的な議題であって、それをいろんな方面から話しているこの会議の流れを感じたので、そのことでやはり後の方に載せてますが、これは条例順に載せているだけなので順番はいいのですが、それが

基本になってくるといところが目的なんだろうと思って、出てきたパブコメとか審議会等の問題とか十分に関連してくることだから、それを充実させることによって市民参画を発展させていってくださいます的なことを十分載せても構わないのかなという程度の発言ですので、新しいことを書いてくれとか、ここで提案されていないことを書いても困るので、あくまで私たちの意見書なわけですよ。行政の回答ではないですよ。

(そうですの声)

**【横山座長】**

他に皆さんの方から特によろしいでしょうか。

**【小林（毅）委員】**

他の件です。この報告書の書き方ですが、少し素っ気ないというか、私たちは一生懸命議論してきたのもう少し書いていただきたい。

案を申し上げますと、最初に市長を始めとする行政の努力、議会の努力、そして住民・市民の理解等もあって全国に先駆けて、この基本条例が順調に4年間、一生懸命努力をされてここまで来たという大きな評価を置いておいていただきたい。

2番目は、私たちは熱心に議論してきたというのをしっかり書いていただきたい。

3番目は、指摘事項というのは、特に強調して私たちが議論の中で出したことです。足りないのは、がっさりと書かれています、意見整理表の部分です。これについては、いくつか議論になっていたことを表の中にすっとんと落ちちゃったけど、「こういうことも、こういうことも、こういうことも」いろいろ議論し、結果的には整理表の中には入っていますが、切なる私たちの思いが込められているので、受け取る方は市長でしょうけど、しっかりと受け止めていただきたいという。できたらこの4段階くらいを意識した書き方にしていきたいと思いました。

**【横山座長】**

かなり整理された文章になりますが、ここの会で議論されたものが大事だなと思いますので、そのこともこの中にしっかりと表現していただきたいなというの

が私たち委員の思いですね。

(そうですの声)

ありがとうございました。

皆さんの方でここは載せていただきたいというのがあればお願いします。

**【足利係長】**

皆さんに御相談があります。審議会のところで先ほど「できるだけ多くの」というところが議論になりました。その時に専門以外のものは半数というお話があったと思うのですが、前回の議論の中では公募そのものがやはり半数ということではないというお話で、専門性を取って、全ての公募というものを半数以上にしなさいということではないという結論になったかと思います。それは小林毅夫委員がおっしゃられたとおりで、それでその書きぶりが我々として「できるだけ多く」という抽象的な曖昧な言葉になってしまったのですが、それについて「できるだけ多く」というのが分からないということですので何か良いアイデアがあれば皆さんから教えていただければと思います。

**【横山座長】**

皆さんがじっくりくる文章ということでどうでしょうか。文言の表現で。

**【足利係長】**

今のところだけきちんと踏まえさせていただいて我々で考えるという形で御理解していただいているのでしょうか。訂正としては、専門的なもの以外は半数ではなくて、公募の枠は全て半数以上ということでは決してないという議論になったということだけです。

**【栗田副座長】**

この「範囲内」の「内」という言葉が問題であって、今の専門がどうのこうのという言葉があるかないかはともかく。支障がない範囲の文言で良いわけですから、「内」のところを除いてしまえばいいのではないですか。「内」と言ったらいくらかも中に入ってっちゃうけど範囲の公募委員と言ってしまえば支障があるところは駄目だというのは、先ほどの専門がどうのこうのという意味でしょ。言葉とすれば。

**【小林（毅）委員】**

あるいは、先ほどから言っているこの審議の経過を若干入れるという表現の仕方があるというところで今、増田委員が言われたように半数以上にすべきだという意見もあったし、専門家は除くべきだという意見もあったので、それらを踏まえて、より多くの意見が反映できるような審議会委員の構成にしてほしいという表現はできるのではないのでしょうか。

(そうだという声)

**【横山座長】**

そうですね。どうでしょうか皆さん。いいですかね。

それである程度事務局の方にお任せしますのでお願いします。

皆さんの方から他にございませんか。

**【増田委員】**

この言葉の使い方なのですが、「～していただきたい」とかというような物言いは普段私たちはそういう物の言い方をしないんですよ。もっと普通にです、まず調の言葉遣いにしていただいた方が違和感がないのかなというふうをお願いしたいと思います。

**【横山座長】**

皆さんの方から他にないようでしたら本日の2時間がやってまいりましたので、議題の検討は、本日の二つについては皆さんに御協議いただきました。

意見書につきましては、今日出た意見を皆さんの意見として、事務局で次回に向けて案を作成いただいておりますのでお示しいただけるものと思います。

事務局で連絡事項がありましたらお願いします。

**【塚田課長】**

次回の日程について確認の意味でお願いします。既にご案内させていただいたとおり11月28日(水)14時から401会議室で開催いたしますのでよろしくをお願いします。

**【横山座長】**

ありがとうございます。2回ほど欠席して頭の中が飛んでしましまして至らぬ進行で大変申し訳ありませんでした。

それではお疲れ様でした。以上を持ちまして本日の会議を終了いたします。

9 問合せ先

自治・市民環境部自治・地域振興課自治推進係 TEL:025-526-5111 (内線 1429)

E-mail : jichi-chiiki@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。